

## 平成29年度 事業計画

### (事業概要)

現在、日本は毎年人口が減少しています。また少子高齢化の影響で高齢化率は上昇しており、平成28年版「高齢社会白書」によりますと、65歳以上の人口は約3400万人で昨年より100万人程度増えております。

古賀市においても全国平均は下回っているものの高齢化率は24.7%（平成28年12月現在）と昨年より1%上昇しています。またシルバー人材センターの会員となる60歳以上の人口は約18,700人で昨年より700人増加しています。

このような状況の中、古賀市シルバー人材センターは「自主・自立・共働・共助」の精神で設立され今年で30周年という節目の年を迎えます。今年度も高齢者の能力、知識、技能を活かし健康で働く生きがいを持ち、積極的に社会参加ができるように推進して参ります。

今後も高齢者世帯が増えてくることから臨時的、短期的な仕事が多くなることが予想されますが定年制の延長や再雇用制度などの関係からシルバーの会員数は横ばいの状況であります。また今年度から介護保険制度の改正により、古賀市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に併せて、訪問型サービスについて取り組むために、特に女性会員の増員は不可欠であります。

現在取り組んでおります「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の労働者派遣事業については市内の事業所等に幅広くPRし、発展・拡充のため市からの補助金を増額していただき就業開拓創出員を新たに配置し、精力的に企業訪問を行い雇用に繋げていきたいと考えています。

また昨年度から取り組んでいます「地域就業機会創出・拡大事業」についても市、農協、商工会と連携を取りながら、空き家・空地サポート事業、高齢者の農業支援についてさらに充実させていきたいと思っております。

公益社団法人として6年目となり、高齢者並びに地域社会の期待に応えられるよう、前年度の取り組みの反省を踏まえつつ、更に魅力ある組織づくりを目指し、次の事項を重点に事業運営に取り組んでいきます。

### (基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施する。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努める。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

#### 1. 就業開拓提供等事業

##### (1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業

所、公共団体等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供する。

## (2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と活性化を図る。

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

### 2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等（公益目的事業）

### 1. 普及啓発事業

- (1) シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発を行う。
- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に行う社会参加活動を一般市民と連携して実施する。

### 2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する。」の理念のもと、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行う。安全パトロールを継続的に実施するとともに、今年度も安全大会を開催する。
- (2) センター事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭に、より慎重に関係法令の遵守と適正な事業運営を促進する。

### 3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応する。また入会を希望する高齢者を対象とした説明会を開催する。

#### 4. 研修・講習事業

- (1) 高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する知識、技能、経験によりカバーされないものであった場合、実際には就業には結びつかない。このため就業上必要な技能、知識を付与することにより、実際の就業に結び付けるとともにより広い分野での就業機会の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与する。
- (2) 健康維持や介護予防のため、研修等を通じて高齢者の交流の場を提供する。

#### (実施計画)

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

#### 1. 就業開拓提供等事業

##### (1) 受託事業(一般)

地域社会に密着し、高齢者や共働き家庭等の生活の手助けとなり市民生活にかかわりの深い仕事であり、その働き方は生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない臨時的なもので、概ね月 10 日以内の就業である。

就業の提供にあたっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り高齢者に周知し、その上で的確に高齢者への就業機会を提供するなど、高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるようローテーション就業等を進め、仕事に分かち合えるよう適切に配慮していく。

##### ①平成 29 年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
400 人	35,000 人日	95%	145,200 千円

##### ②主な就業分野

- ・ 公共施設の管理
- ・ 公共施設の剪定・草刈・除草
- ・ 企業等の剪定・草刈・除草・清掃
- ・ 個人宅の剪定・草刈・除草
- ・ 農家や個人宅の農作業
- ・ 個人宅の福祉・家事援助・空き地空家の安心サポート
- ・ 高齢者宅等への外出・生活支援

##### (2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を生かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため独自の創意と工夫により次の事業を企画し実施する。

##### ① 実施事業

刃物研ぎ、エアコン清掃、シルバー農園、パソコン教室、絵画教室、リサイクル事業、ワンコイン事業

## ② 平成 29 年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
60 人	2,200 人日	15%	1,791 千円

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報の収集、情報交換を行う。

### 2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について臨時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

## ① 古賀市事務所 平成 29 年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
50 人	4,000 人日	10%	13,000 千円

## ② 主な就業分野

- ・ 公共施設
- ・ 市内の民間事業所・個人事業者

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等

### 1. 普及啓発事業

#### (1) 広報活動

- ① 高齢者の入会促進や就業機会の確保を図るため、ホームページや古賀市の広報誌や観光協会のチラシによる啓発。特に女性会員の拡大を図るため、具体的な就業内容を提示する。
- ② 古賀市が行う「まつり古賀」・「健康福祉まつり」への参加による周知・広報
- ③ 10月の啓発強調月間中に、地域毎にリーフレット配布や事業所訪問の実施
- ④ センターの仕組み、活動状況を記載した会報（シルバー古賀）の発行

#### (2) 社会参加活動

- ① 市役所周辺等の清掃や幹線道路の歩道の清掃
- ② 地域の団体が主催するボランティア活動に参加
- ③ 地域交流活動

- ① 地元地域毎での清掃作業等への参加
- ② 地域で実施される小学生の通学合宿への参加、支援

## 2. 安全・適正就業推進事業

### (1) 安全就業対策

- ① 安全大会の開催
- ② 安全就業だよりの配付
- ③ 体力測定や健康診断受診の推進
- ④ 自動車運転講習会の開催
- ⑤ 就業現場への安全パトロールの実施
- ⑥ 職種別年齢制限、危険作業の禁止

### (2) 適正就業の徹底

- ① 適正就業基準の遵守
- ② 職業紹介、労働者派遣への切り替え
- ③ 適正就業であるか自主点検の実施（就業先の状況確認）
- ④ 平成 29 年度からの就業機会提供に向けての取り組み

## 3. 相談事業

### (1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談を行う。

### (2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、毎月 2 回開催し、会員の増員を計る。開催日時・場所等については市の広報やシルバー人材センター掲示板等で周知する。

## 4. 研修・講習事業

(1) 全会員を対象に、接遇研修会を実施し、会員の資質を高める。

(2) 高齢者向けの料理講習会、介護講習会や掃除講習会を実施し、就業へ向けての研修としても位置付ける。